

蕨市既存建築物耐震診断補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震災害による建築物の倒壊等の被害を防ぐため、市内に存する住宅の所有者等に対して当該建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、安全な建築物の整備の促進を図り、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる耐震診断)

第2条 補助の対象となる耐震診断は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断であって、法第4条第1項の規定により定められた基本方針のうち、同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づくもの
- (2) 耐震診断を行う者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する耐震診断資格者（以下「耐震診断資格者」という。）のうち、市内の建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所をいう。）に所属する者であること。ただし、市外の建築士事務所に所属する耐震診断資格者のうち、耐震診断を実施するに当たり十分な知識を有すると市長が認めた者が行う場合においては、この限りでない。
- (3) 耐震診断の結果について、第三者判定機関（耐震診断の結果及び建築物の耐震改修の計画に関する判定を行うことができる機関として市長が認めるものをいう。以下同じ。）により、地震に対する安全性の評価が適正であることの確認を受けたもの。ただし、補助の対象となる建築物が木造の在来工法によるもので、延べ床面積500平方メートル以内、高さ13メートル以内及び軒の高さ9メートル以内の場合を除く。

(補助の対象となる建築物)

第3条 補助の対象となる建築物は、建築確認を取得し、昭和56年5月31日以前に着工され現に居住の用に供している建築物であって、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反して是正の指導を受けている建築物を除く。

- (1) 一戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）
 - (2) 木造の共同住宅、寄宿舍、下宿及び長屋（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下「木造共同住宅等」という。）
 - (3) 木造以外の共同住宅、寄宿舍、下宿及び長屋（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下「共同住宅等」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1号及び第2号に規定する建築物に該当する住宅は、この要綱における補助の対象となる建築物としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者で市税及び国民健康保険税を完納しているものとする。

- (1) 補助の対象となる建築物の所有者
- (2) 前号の所有者の承諾を受けた当該所有者の二親等以内の親族
- (3) 第1号の所有者が死亡している場合は、当該所有者の二親等以内の遺族
- (4) 賃貸住宅に居住し、耐震診断の実施について当該賃貸住宅の所有者の承諾を受けている者
- (5) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第1条の規定に該当する建築物（以下「分譲マンション等」という。）の場合は、区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者（以下「区分所有者」という。）又は区分所有者の代表の者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一戸建て住宅の耐震診断 耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額。ただし、50,000円を限度とする。
- (2) 木造共同住宅等の耐震診断 1棟につき耐震診断に要した費用（1平方メートルにつき1,000円を床面積に乗じて得た額とする。）の3分の2に相当する額。ただし、住宅の戸数に20,000円を乗じて得た額（その額が100,000円を超える場合は100,000円）を限度とする。
- (3) 共同住宅等の耐震診断 1棟につき耐震診断に要した費用（床面積1,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき2,000円を、床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき1,500円を、床面積2,000平方メートルを超える部分は1平方メ

ートルにつき1,000円を、それぞれ当該部分の床面積に乗じて得た額を合計した額とする。)の3分の2に相当する額。ただし、住宅の戸数に50,000円を乗じて得た額(その額が1,000,000円を超える場合は1,000,000円)を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第6条 補助金の交付は、補助の対象となる建築物1棟につき1回限りとする。

2 エキスパンションジョイントその他の方法により相互に応力を伝えない構造方法を用いた一体の建築物については、1棟の建築物の交付額を限度として補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断の実施前に蕨市耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図その他の補助の対象となる建築物の方位、道路及び目標となる地物を明示したもの
- (2) 確認通知書の写し又は建築時期の分かるもの
- (3) 昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類
- (4) 耐震診断の見積書の写し(一戸建て住宅及び木造共同住宅等を除く。)
- (5) 登記事項証明書その他の補助の対象となる建築物の所有者であることを証する書類
- (6) 第4条第2号に規定する者が申請者の場合は、補助の対象となる建築物の所有者の二親等以内の親族であることが確認できる書類及び当該所有者の蕨市耐震診断承諾書(様式第2号)
- (7) 第4条第3号に規定する者が申請者の場合は、補助の対象となる建築物の所有者の二親等以内の遺族であることが確認できる書類及び当該建築物に係る法定相続人全員の同意を得たことを証する書類
- (8) 第4条第4号に規定する者が申請者の場合は、住民票の写しその他の補助の対象となる建築物に居住していることが確認できる書類及び当該建築物の所有者の蕨市耐震診断承諾書

(9) 補助の対象となる建築物が分譲マンション等で区分所有者のうちの1人が申請者の場合は、当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たこと証する書類（区分所有法第3条に規定する区分所有者の団体（以下「管理組合等」という。）の代表の者からの申請の場合を除く。）

(10) 補助の対象となる建築物が分譲マンション等で管理組合等の代表の者が申請者の場合は、管理組合等の総会等において耐震診断の実施について決議がなされたことを証する書類の写し

(11) 市税及び国民健康保険税の納税証明書

(12) その他市長が必要と認めた書類
(補助金の交付決定通知等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請書等の審査その他必要な調査を行い、この要綱の規定に適合していると認め補助金交付予定額を決定したときは、蕨市耐震診断補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請書等の審査その他必要な調査を行い、適合しないと認めたときは、蕨市耐震診断補助金交付に適合しない旨の通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり必要な条件を付することができる。
(耐震診断の着手)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに耐震診断に着手するものとする。
(耐震診断の変更又は中止)

第10条 交付決定者は、耐震診断の内容を変更しようとするとき（軽微な変更で、補助金の額に変更が生じないものを除く。）は、速やかに蕨市耐震診断変更届（様式第5号）に当該変更に係る書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、変更内容がこの要綱の規定に適合していると認めたときは、蕨市耐震診断変更承認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知しなければならない。

3 第8条第3項の規定は、前項に規定する承認について準用する。

4 交付決定者は、やむを得ない理由により耐震診断を取りやめるときには、速やかに蕨市耐震診断補助金申請取りやめ届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第11条 交付決定者は、耐震診断の終了後速やかに、蕨市耐震診断実績報告書（様式第8号）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(1) 耐震診断を行った者が作成した診断結果に対する所見、耐震改修に関する方針等を記載した耐震診断報告書の写し

(2) 共同住宅等の場合は、第三者判定機関による耐震診断の判定の結果が記載された書類の写し

(3) 耐震診断費用の領収書の写し

(4) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の規定による報告は、補助金の申請を行った日の属する年度の1月31日までに行わなければならない。

（補助金の交付額確定通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに審査し、適正に耐震診断が行われたと認めたときは、補助金の額を確定し、蕨市耐震診断補助金交付確定通知書（様式第9号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、蕨市耐震診断補助金交付請求書（様式第10号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に対し、蕨市耐震診断補助金交付取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、蕨市耐震診断補助金返還請求書（様式第12号）により期限を定め、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（消費税等仕入控除税額の減額）

第15条 申請者は、第7条の規定による申請をしようとするときに、消費税等仕入控除税額（補助の対象となる耐震診断費用に含まれる消費税及び地方消費税額に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に当該耐震診断費用に占める補助金の割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかなきときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。第10条第1項の規定による変更の承認に係る申請をしようとする場合についても、同様とする。

- 2 交付決定者は、第11条第1項の規定により実績の報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

- 3 市長は、第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定をするに当たって、前項の実績の報告等により消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

（市長の指導及び助言）

第16条 市長は、補助の対象となる者に対して、この要綱による補助金の申請等に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（調査等に対する協力）

第17条 交付決定者は、この要綱による補助金の交付等に関し、市長が必要な調査をし、又は報告を求めたときは、これに協力しなければならない。

（関連書類の整備等）

第18条 交付決定者は、補助の対象となった耐震診断に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかななければならない。

- 2 前項に規定する書類、帳簿等は、当該補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（耐震改修等）

第19条 耐震診断の結果、耐震改修の必要があると認めるときは、交付決定者は、耐震改修等に努めるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(蕨市既存木造建築物耐震診断補助金交付要綱の廃止)

2 蕨市既存木造建築物耐震診断補助金交付要綱(平成19年蕨市要綱第14号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の蕨市既存木造建築物耐震診断補助金交付要綱の規定によってした決定、手続その他の行為であって、蕨市既存建築物耐震診断補助金交付要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした決定、手続その他の行為とみなす。